

会 費 規 程

公 益 社 団 法 人 千 種 法 人 会

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人千種法人会（以下「本会」という）の定款第7条第1項の規定に基づき、本会の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 費)

第2条 本会の会費は「別表 定款第7条第1項に定める会費」のとおりとする。

2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、これを免除することができる。

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は年1回とし、請求後3か月以内に納入しなければならない。ただし、新規会員は入会時に納入するものとする。

2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から、自動引落としにより納入する。

3 前項の自動引落としを希望しない場合、以下のいずれかの方法によることができる。

(1) 振込納入

会員宛てに送付する振込取扱票等により、金融機関から振込納入

(2) 持参集金

事務局に持参して直接納入又は集金

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の属する月により以下のとおりとする。

(1) 4月1日から8月31日の間の入会は規定額の2分の1

(2) 9月1日から3月31日の間の入会は会費を徴収しない

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後速やかに納入するものとする。

(会費の滞納)

第6条 会員が定款第10条第1号に該当すると判断した場合、1か月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

別 表 定款第7条第1項に定める会費

会 員 種 別		年 会 費
I 正会員		
1	法人の資本金額（出資額）	
	(1) 100万円未満	1,500円/年
	(2) 100万円以上 ~ 300万円未満	2,700円/年
	(3) 300万円以上 ~ 1,000万円未満	4,500円/年
	(4) 1,000万円以上 ~ 3,000万円未満	7,500円/年
	(5) 3,000万円以上 ~ 5,000万円未満	12,000円/年
	(6) 5,000万円以上 ~ 1億円未満	18,000円/年
	(7) 1億円以上 ~	22,500円/年
2	支社、支店、出張所、工場並びに営業所等	1,500円/年
3	公益法人等、協同組合、NPO法人、宗教法人並びに人格のない社団等	1,000円/年
4	学校法人等	20,000円/年
5	本会会員法人の親会社・子会社関係の子会社、支店等で、広報誌、事業案内などの送付が不要な場合	0円/年
II 賛助会員		1,500円/年